## 建築計画協議書

建築主		氏	名																
		住	所											ĺ.	Ге1 (		)	-	
敷地の 位 置		地名	地番	福井市	Ħ														
		用途	地域					その他の区域 市街化区域・市街化調整区							区域				
		防火地域		防火・準防火・無指定			地域・地区・街区						市計画区域・都市計画区域外						
主	要	用	途					エ	事	種	別	新第	色・サ	曽築	(水廻	りす	有・無	無) •	その他
申 請建築物	清	用	途					階数	χJ	地上	階	地下	階	i	便	公共丁	下水・	浄化槽 •	集中浄化槽
	勿	構	造	木造・	SRC • I	RC・鉄骨	• CB •	その他	(	,	) —	·部	凒	i	所	農業	集落	排水・	汲取り
敷	地	面	積			•	m²	除	却	建	物		造	Ī	谐・延	べ面和	責		m²
				申	請	部	分	申	請	以	外	0)	部	分	合				計
建	築	面	積			•	m²							m²				•	m²
延	ベ	面	積				m²							m²					m²
(車庫等の面積)			<b>ī</b> 積)			•	m²							m²					m²
工事	着	手 予	定日		年	月	日	エ	事	完	了	予	定	日			年	月	日
計 _	事	務所・	氏名																
	所	在	地											,	Ге1 (		)	_	

- (注意) ① 付近見取図、配置図(主要出入口に△印、浄化槽の設置場所を明記)を添付してください。
  - ② 以下の欄は記入しないでください。

◎ 建築確認対象法令等の確認													
開	済	許可番号 No			▶都計法 53			課名都市計		都市整備課		農業委員会 事務局	
発		完了公告	・ (未・済)	係員	▶都計法 58		係員						
許可	不 →法 29 条 要 →同規模の		: 号該当 D増改築	体具	<ul><li>土地区画で</li><li>その他</li></ul>	0 采	月日	/		/			/
等			念書 後日)		許可済・日	申請中							
課名	7	監理課 河川語		市民課	障がい 福祉課	環境 関係	l l	下水道	<b>對係課</b>		文化財 保護課		建 築
係員								公共		排水			建築指導課へ
月日	1	/	/	/	/	/		/	/		/		
備考	闌 (	関係課で建築	廃主等に指導	した事項等)	※ (事)	· 務連絡上(	の注意)		受付	日			
1.					この協議関係課へ事								
2.					することを検討するものではありません。 支障のある場合は、担当課より直接建築主、また								
3.					は設計者に バシー保記 い。								

## 確認申請手続き上の注意(福井市)

- 1. 申請図書の作成・製本の要領
  - 1 確認申請書(正本·副本)
    - 正本 →確認申請書(1面~5面)

├委任状(正本)

├浄化槽設置計画書(建築主事用)

├図面・構造計算書等

└防災計画書

● 副本一確認申請書(1面~5面)

├委任状(写)

├浄化槽設置計画書(設置者用)

└図面・構造計算書等

- (注意)・浄化槽設置計画書には認定シートを添付すること。
  - ・集中浄化槽を利用する場合は、既設浄化槽の利用に関する承諾書 を添付すること。
  - ・既存の浄化槽を利用する場合は、既存浄化槽の人槽・型式が確認 できる書類(浄化槽保守点検簿など)を添付すること。
- 2 別冊で提出するもの
  - 建築計画概要書
  - 消防用図面 -付近見取図·配置図·各階平面図
  - 建築工事届
  - 建築計画協議書(この書類) -付近見取図・配置図
- 2. 確認申請の前に都市計画法等に基づく許可等が必要な場合(必ず担当課にて事前協議を行うこと)
  - 1 市街化区域における 1,000 ㎡以上の開発行為の許可(都市計画法 29条)
  - 2 市街化調整区域における開発行為又は建築の許可(都市計画法 29条・42条・43条)
  - 3 嶺北北部都市計画区域における3,000 ㎡以上の開発行為の許可(都市計画法附則4項)
  - 4 都市計画道路・土地区画整理施行区域等における建築の許可(都市計画法 53 条)
  - 5 土地区画整理事業認可区域における行為の許可(土地区画整理法 76 条)
  - 6 地区計画等の区域内における行為の届出(都市計画法 58 条の 2)
  - 7 風致地区内の行為の許可(福井県風致地区条例2条)
  - ※上記に該当する場合は、担当課において、建築計画協議書の「開発許可等」欄にて確認を受けて ください。
  - ※確認済証の受領には、開発行為の検査済証、土地区画整理法 76 条の許可書などが必要な場合があります。